

議 第 267 号

令和 6 年 1 月 29 日提出

熊本市水道条例の一部改正について

熊本市水道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和 33 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 3 項中「直接納付、口座振替又は集金」を「納入通知書による納付、口座振替による納付又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による納付」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（提出理由）

水道料金の徴収方法の変更をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。